

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

## I 基本的事項

## 1 団体の概要

団体名	伊勢崎市	国調人口(H17. 10. 1現在)	202,447
構成団体名		職員数(H22. 4. 1現在)	1,516
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 計画期間：		

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

## 2 財政指標等

財政力指数	0.89（21年度）	標準財政規模（百万円）	39,403（20年度）
財政力指数（臨財債振替前）	（年度）	地方債現在高（百万円）	119,711（20年度）
実質公債費比率（%）	9.1（21年度）	うち普通会計債現在高（百万円）	63,973（20年度）
経常収支比率（%）	94.0（20年度）	うち公営企業債現在高（百万円）	55,738（20年度）
実質収支比率（%）	8.6（20年度）	積立金現在高（百万円）	7,915（20年度）
将来負担比率	94.6（20年度）		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年1月1日〕
要旨については別紙

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

## 4 財政健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	伊勢崎市（普通会計）財政健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度（5カ年）
既存計画との関係	第二次伊勢崎市集中改革プラン（平成22年度～平成26年度）との整合性を保持
公表の方法等	広報及びホームページ等への掲載、議会への説明予定
基本方針	人件費、物件費などの縮減や歳入の確保対策などによる行政改革を更に推進するなかで、高金利地方債の繰上償還制度を活用し、歳入の公債費の軽減を図ることにより、財政運営の健全化の一助とする。

I 基本的事項（つづき）  
5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	85,832.3			85,832.3
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	3,333.3			3,333.3

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債	公営住宅建設事業債	47,563.3			47,563.3
	義務教育事業債	35,637.5			35,637.5
	住宅資金貸付事業債	2,631.5			2,631.5
小 計 (A)		85,832.3			85,832.3
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		85,832.3			85,832.3

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債	公営住宅建設事業債		3,333.3		3,333.3
小 計 (A)			3,333.3		3,333.3
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)			3,333.3		3,333.3

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

## II 財政状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	本市は、市町村合併（H16年度）から特例市への移行（H19年度）を経て、新市建設計画に基づき新市の一体性の確立と継続的な発展を目指しながら、行財政運営を行っています。しかしながら、少子・高齢化の進展に伴う社会保障経費、各公共施設の老朽化に伴う維持管理経費や耐震化・長寿命化に対する経費、また行政ニーズの多様化等により、財政需要は年々増加しており、従来からの主要プロジェクト等の継続事業経費を含めると、経済不況による市税等の大幅な減収が見込まれ、より一段と厳しい状況となっています。										
財政運営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>公債負担の健全化 緊急度・必要性を把握した事業の選択、及び大規模事業計画の整理・縮小等により地方債の新規発行の抑制に努めることを掲げ、地方債現在高の抑制に取り組んでいきます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>税収入の確保 不景気の影響等で滞納額が増加しています。市税の徴収対策として専門的、集中的に徴収業務を行うため、大口滞納者または複雑困難な滞納者に対して、財産調査や臨戸訪問を行っています。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>定員管理の適正合理化 第二次伊勢崎市集中改革プランにおいて、平成23年から平成27年の5年間で職員数を95人削減する計画を掲げています。民間委託等の推進等により人件費の削減に取り組んでいきます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td>公営企業繰出金の適正運用 公営企業繰出金の下水道事業について、流域下水道が平成20年度に供用開始となり、今後本管の整備が本格化し、起債償還額が年々増額することに伴い、繰出金が増加することが予想されます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	公債負担の健全化 緊急度・必要性を把握した事業の選択、及び大規模事業計画の整理・縮小等により地方債の新規発行の抑制に努めることを掲げ、地方債現在高の抑制に取り組んでいきます。	課 題 ②	税収入の確保 不景気の影響等で滞納額が増加しています。市税の徴収対策として専門的、集中的に徴収業務を行うため、大口滞納者または複雑困難な滞納者に対して、財産調査や臨戸訪問を行っています。	課 題 ③	定員管理の適正合理化 第二次伊勢崎市集中改革プランにおいて、平成23年から平成27年の5年間で職員数を95人削減する計画を掲げています。民間委託等の推進等により人件費の削減に取り組んでいきます。	課 題 ④	公営企業繰出金の適正運用 公営企業繰出金の下水道事業について、流域下水道が平成20年度に供用開始となり、今後本管の整備が本格化し、起債償還額が年々増額することに伴い、繰出金が増加することが予想されます。	課 題 ⑤	
課 題 ①	公債負担の健全化 緊急度・必要性を把握した事業の選択、及び大規模事業計画の整理・縮小等により地方債の新規発行の抑制に努めることを掲げ、地方債現在高の抑制に取り組んでいきます。										
課 題 ②	税収入の確保 不景気の影響等で滞納額が増加しています。市税の徴収対策として専門的、集中的に徴収業務を行うため、大口滞納者または複雑困難な滞納者に対して、財産調査や臨戸訪問を行っています。										
課 題 ③	定員管理の適正合理化 第二次伊勢崎市集中改革プランにおいて、平成23年から平成27年の5年間で職員数を95人削減する計画を掲げています。民間委託等の推進等により人件費の削減に取り組んでいきます。										
課 題 ④	公営企業繰出金の適正運用 公営企業繰出金の下水道事業について、流域下水道が平成20年度に供用開始となり、今後本管の整備が本格化し、起債償還額が年々増額することに伴い、繰出金が増加することが予想されます。										
課 題 ⑤											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
地方税	28,007	28,218	30,067	30,718	29,610	29,314	29,021	28,731	28,444	28,160
地方譲与税等	1,664	2,456	962	925	867	732	717	771	755	740
地方特例交付金	870	738	210	444	442	402	402	312	312	312
地方交付税	6,887	6,130	5,256	5,952	6,797	7,170	6,843	6,533	6,239	5,959
小計(一般財源計)	40,116	40,344	39,310	40,534	40,111	39,710	39,313	38,920	38,531	38,146
分担金・負担金	1,426	1,339	1,468	1,520	1,550	1,559	1,591	1,622	1,655	1,688
使用料・手数料	1,728	1,403	1,450	1,506	1,451	1,407	1,396	1,277	1,277	1,277
国庫支出金	6,454	5,731	6,192	6,652	10,394	8,567	8,652	8,741	8,834	8,932
うち普通建設事業に係るもの	1,718	1,591	1,898	2,156	1,841	1,500	1,500	2,000	2,000	2,000
都道府県支出金	2,957	3,605	3,850	3,630	3,932	5,300	5,040	4,502	4,817	5,154
うち普通建設事業に係るもの	667	1,014	640	238	161	433	424	416	408	400
財産収入	469	212	365	350	211	124	149	149	149	149
寄附金	8	5	5	6	5	10	5	5	5	5
繰入金	2,236	2,483	4,272	3,440	2,102	2,532	2,545	2,412	3,121	3,681
繰越金	2,023	1,968	1,582	1,581	1,841	1,799	1,882	1,476	953	679
諸収入	3,780	3,595	3,517	3,414	3,273	3,581	3,574	3,600	3,600	3,600
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	4,639	4,488	6,267	6,645	5,754	6,000	5,500	6,500	6,500	6,500
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計	65,836	65,173	68,278	69,278	70,624	70,589	69,647	69,204	69,442	69,811
人件費 a	14,319	13,494	13,364	13,538	12,764	12,711	12,357	11,934	12,362	12,648
うち職員給	10,511	10,149	9,681	9,351	8,938	9,413	8,992	8,722	8,461	8,207
物件費 b	9,818	9,957	10,358	9,857	10,161	10,023	9,973	9,963	9,963	9,963
維持補修費 c	883	914	924	855	1,003	1,005	1,105	1,107	1,109	1,111
a + b + c = d	25,020	24,365	24,646	24,250	23,928	23,739	23,435	23,004	23,434	23,722
扶助費	9,555	9,821	10,598	11,265	11,918	15,680	15,994	16,313	16,640	16,973
補助費等	2,058	2,629	2,556	2,625	6,050	2,533	2,507	2,362	2,339	2,315
うち公営企業(法適)に対するもの	437	931	915	944	966	900	900	900	900	900
普通建設事業費	10,064	10,154	11,965	11,670	8,888	9,000	9,000	10,000	10,000	10,000
うち補助事業費	4,025	3,474	4,475	4,635	3,709	3,000	3,000	4,000	4,000	4,000
うち単独事業費	5,930	6,503	7,490	7,035	5,179	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	7,122	7,083	7,152	7,161	7,016	7,279	7,155	7,133	7,184	7,081
うち元金償還分	5,722	5,784	5,944	6,024	5,927	6,138	6,197	6,211	6,303	6,237
積立金	623	618	633	726	1,216	915	930	930	930	930
貸付金	1,970	1,658	1,650	1,534	1,536	1,623	1,617	1,500	1,500	1,500
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	5,641	5,898	6,189	6,481	6,470	6,250	6,250	6,250	6,250	6,250
うち公営企業(法非適)に対するもの	5,641	5,898	6,189	6,481	6,470	6,250	6,250	6,250	6,250	6,250
その他	65	15	8	26	3	7	7	7	7	7
歳 出 合 計	62,118	62,241	65,397	65,738	67,025	67,026	66,895	67,499	68,284	68,778

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
形式収支	3,718	2,932	2,881	3,541	3,599	3,563	2,752	1,705	1,158	1,033
実質収支	3,475	2,689	2,527	3,385	3,433	3,363	2,552	1,505	958	833
標準財政規模	36,811	37,471	37,599	39,403	40,091	40,998	40,839	40,683	40,530	40,379
財政力指数	0.807	0.845	0.887	0.898	0.890	0.860	0.870	0.890	0.900	0.910
実質赤字比率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収支比率 (%)	88.2	92.7	96.4	94.0	92.2	92.7	92.5	92.3	92.1	92.0
実質公債費比率 (%)	11.1	11.3	9.2	9.1	8.4	9.0	9.4	9.0	8.6	8.3
地方債現在高	64,325	63,030	63,352	63,973	63,800	63,662	62,965	63,254	63,451	63,714
積立金現在高	11,472	11,434	9,274	7,915	9,294	9,125	7,698	7,003	5,808	4,313
財政調整基金	5,847	5,448	4,278	4,017	5,231	5,036	4,741	4,046	2,851	1,356
減債基金	769	770	549	276	267	760	770	770	770	770
その他特定目的基金	4,856	5,216	4,447	3,622	3,796	3,329	2,187	2,187	2,187	2,187
職員数	1,590	1,581	1,558	1,531	1,516	1,499	1,485	1,471	1,449	1,411

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村間の均衡ある発展に資するよう適切に配慮した行政運営に努めます。
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	民間委託等の推進、事務事業・組織機構の見直しや勧奨退職制度の活用、また、適正な人員配置に努めるなど行財政改革を推進し、採用を退職者の2/3以下に抑え、計画的な職員数の削減を図ります。第二次伊勢崎市集中改革プランにおいて、平成23年から平成27年の5年間で職員数を95人削減する計画の達成を目指します。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与構造の見直しにつきましては、国に準じて平成18年4月より実施しています。地域手当の支給につきましては、国における地域手当指定基準に基づいて支給対象とはしてません。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		技能労務職員の給与につきましては、現行政職一表（3級まで）の適用としていますが、平成18年4月実施の給与構造の見直しにより、ほとんどの職員が現給保障となっています。また、技能労務職員の補充はしておりません。なお、民間と比較した平成20年度の給与情報の公表については、平成21年3月末に実施済みです。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		普通退職、勧奨退職とも退職者特別昇給制度は、平成16年度に廃止しています。
◇ 福利厚生事業のあり方		健保組合の事業主負担割合の適正化等の取組は、全国市町村共済組合連合会が中心となって行っております。
○ 物件費、維持補修費等の見直し		物件費につきましては、施設の管理等を市直営から民間委託へ段階的に切り替えたため、委託料が増大したことにより増加傾向にあります。今後は、前年度実績に対し1%縮減することを当面の目標とします。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		民間委託の推進につきましては、アウトソーシング推進計画により平成21年度末までに31施設に指定管理制度を導入するとともに、56業務について民間委託を実施しましたが、今後においても、さらに推進していきます。
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	②	<p>税収入の確保につきましては、市税の徴収対策として専門的、集中的に徴収業務を行うため特別滞納整理担当課を新たに設置し、大口滞納者または複雑困難な滞納者に対して、財産調査や臨戸訪問を行っています。必要に応じて差押えを行い、インターネット公売の導入などにより税収の確保を図っています。</p> <p>また、処分可能な市有地や廃道、敷地を積極的に処分し、歳入の確保に努めます。</p>
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		<p>伊勢崎市土地開発公社は、取得用地の早期売却に努めます。</p>
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		<p>課題①定員管理の適正合理化の成果につきましては、市広報誌により、各年度の職員給与、定員管理の状況を掲載するとともに、ホームページにより詳細な内容を掲載することにより、人事管理の運営状況を今後とも公開していきます。</p>
◇ 財政情報の開示		<p>財政状況につきましては、市広報誌により各年度の予算、決算の状況や上半期及び下半期の予算の執行状況を掲載するとともに、ホームページに詳細な内容を掲載することにより公開しています。また、財務書類及び歳出比較分析表等も毎年度公表します。</p>
○ 行政評価の導入		<p>行政評価につきましては、平成18年度に事務事業評価の試行を行い、平成19年度には本格実施をしました。</p>
6 その他	①・④	<p>公債負担の健全化につきましては、実施事業の厳選及び、民間資金の低利による発行等により公債費の縮減に努めます。</p> <p>また、公営企業繰出金の適正運用につきましては、企業債発行の抑制等必要な管理を行うとともに、管理経費等の削減についての指導に努めます。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	職員数の純減、民間委託の推進等により人件費を削減します。また、増加傾向にある物件費の縮減に努めます。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	実施事業の厳選及び民間資金の低利による発行等により公債費の縮減に努めます。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	企業債発行の抑制等の管理を行うとともに、管理経費等の削減についての指導に努めます。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
		費実 比公 債	当初計画の目標値		11.1	11.5	11.3	11.2	11.3				
		(実績値)	11.3	9.2	9.1	8.4							
		延長計画の目標値					9.0	9.4		9.0	8.6	8.3	
		(実績値)	63,030	63,352	63,973	63,800							
		延長計画の目標値					63,662	62,965		63,104	63,351	63,714	
策に 係る 改善 効果 額	1	人件費（退職手当を除く）①	12,431	12,372	12,307	12,017	11,782	11,673					
		改善効果額		59	124	414	649	758	2,004				
	4	行政管理経費①	9,957	10,175	10,124	10,073	10,023	9,973					
		改善効果額		-218	-167	-116	-66	-16	-583				
		〇〇〇											
	改善効果額												
		〇〇〇											
	改善効果額												
	当初計画改善効果額 合計									1,421			
	<参考>当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）									15			

策に 係る 改善 効果 額	1	人件費（退職手当を除く）②				12,017	11,770	11,661		11,649	11,637	11,625	
		改善効果額					12	12		24	36	48	132
	1	行政管理経費②				10,073	10,013	9,963		9,963	9,963	9,963	
		改善効果額					10	10		10	10	10	50
		〇〇〇											
	改善効果額												

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A	182
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
A+B C	182
Cのうち公営企業会計加算分 D	0
(Dの内訳) 〇〇会計への加算額	
〇〇会計への加算額	
C-D	182
<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）	0